

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

兼 細
平 井
賢 計
治

一 盛岡藩に関する史料について

(一) 盛岡藩政史研究と史料

盛岡藩は、陸奥国北・三戸（以上、現青森県）、二戸・九戸・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀（以上、現岩手県）、鹿角（現秋田県）の一〇郡を領有した一〇万石（寛文四年へ一六六四）から天和三年へ二六八三）まで八万石、文化五年へ一八〇八）から二〇万石）の外様中藩（のち外様大藩）で、中世以来三戸地方を中心に勢力を拡大して盛岡（現岩手県盛岡市）へ進出した南部氏が、信直・利直・重直・重信・行信・信恩・利幹・利視・利雄・利正・利敬・利用・利濟・利義・利剛・利恭と一六代にわたって在封し、他藩より一年早い明治三年（一八七〇）に廃藩置県を断行した。

この盛岡藩に関する史料の多くは、現在、盛岡市内の岩手県立図書館（以下、県立図書館と略称）と盛岡市中央公民館（以下、中央公民館と略称）に所蔵されている¹⁾。これらの史料のなかには、『南部叢書』（全一一巻、南部叢書刊行会編）や『岩手史叢』（全一〇巻、県立図書館編）などのなかで早くから活字化され、広く一般に利用されてきたものも多い。特に従来の盛岡藩政史研究では、「祐清私記」（中央公民館所蔵、『南部叢書』第三巻所収）や「内史畧」（県立図書館所蔵、『岩手史叢』第一〜五巻所収）などが根幹史料として利用されてきた。今日でも、全国諸藩を対象とした研究において盛岡藩の事例が紹介されている場合、「内史畧」の記述を根拠としたものを目にすることが多い。

しかしながら、「内史畧」の利用、特に江戸時代中期以前の事柄を扱った記事の利用には慎重でなければならない。というのは、「内史畧」は江戸時代後期に横川良助が編纂したものであるが、諸書から記事が引用されているために、同じ事柄を扱った記事が複数収録されていて、それぞれの記述内容が大きく異なっていることも少なくないからである。こうしたこともあり、従来盛岡藩政史研究では、出典を同じ「内史畧」としながらも、史

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

実として紹介されている基本的な事柄までが不統一であることが多かった。「内史畧」の史料的价值を否定するつもりは微塵もなく、収録されている記事のなかには貴重なものも少なくないが、従来の研究では「内史畧」を利用するにあたり、あまりに慎重さを欠いていたと言わざるを得ない。活字化されてはいないが、「内史畧」とともに広く利用されている「篤焉家訓」（中央公民館所蔵）についても、同様のことが指摘できるだろう。

こうした研究状況下にあつて、早くから盛岡藩の家老席執務日誌である「雑書」（寛永二年～正保元年、一六四四～天保十一年～一八四〇）、中央公民館所蔵）は注目されていたが、冊数が一九〇冊と膨大であり、また、活字化されることもなかったから、その利用は困難であつた。事実、昭和二〇～四〇年代にかけて刊行され、今日でも広く利用されている『岩手県史』や『盛岡市史』は、「雑書」の利用が部分的なものにとどまつており、また、どちらも史料編を備えていない。新たな県史と市史の編纂が望まれるところである。

このように利用が困難だつた「雑書」だが、筆者の一人である細井を中心に、昭和六十一年から『盛岡藩雑書』（盛岡市教育委員会・中央公民館編集、細井計責任校閲、熊谷印刷出版部）として刊行が始まり、第一四卷（享保一四年～同一六年）まで刊行が進んだことから、今日では「雑書」を根幹史料に据えた盛岡藩政史研究がすっかり定着し、先行研究の見直しも進められている。特に近年刊行された自治体史の多くは、こうした最近の研究成果が十分に反映されてきており、また、史料編も充実したものとなっている。さらには、『新南部叢書』（東洋書院）の刊行が始まり、第一回配本として『奥州道中増補行程記』（解説・編集細井計、原本は中央公民館所蔵）がすでに刊行されており、⁽²⁾『新南部叢書』別巻では、「雑書」を引き継いだ家老席執務日誌の「覚書」（文政一三年～天保元年、一八三〇）、天保二年～一八四一～明治三年～一八七〇、六七冊、中央公民館所蔵）が、『家老席日誌覚書』（監修県立博物館）として刊行され、これまでに慶応編・明治編の二巻が出た。

このように、盛岡藩政史研究において必要不可欠な史料が相次いで刊行され、数多くの史料が利用しやすい状態になった。しかし、県立図書館と中央公民館に所蔵されている史料の量は膨大であり、ここ数年は、刊行されていない史料を新たに発掘し、これを「雑書」などと併用しながら研究を進めるようになってきた。ただしその際には、ただ史料を新たに発掘して利用するのではなく、詳しい解題を施すとともに解読文を紹介するなどして、誰もが利用しやすい状態にすることが必要であり、研究者に求められている作業であらう。⁽³⁾

(二) 「秘記」について

では、本稿で紹介する県立図書館所蔵の「秘記」（請求記号【新二・五〇六二】）について、その概要を述べたい。「秘記」は、「秘記乾」（小口には「秘記天」、縦二七・七cm×横一九・二cm）と「秘記坤」（小口には「秘記地」、縦二七・七cm×横一九・三cm）の二冊の和本（四ツ目綴、袋綴）からなる史料で、ともに同筆で記されている。「秘記乾」は一〇六丁で、そこには、正保元年（一六四四）から元禄一三年（一七〇〇）までの、盛岡藩領内の

出来ごとを記録した記事が、年月日の順に従って収録されている。「秘記坤」は九〇丁（最初と最後の丁は収録記事なし）で、前半の四二丁には「秘記乾」の続きとして、元禄一四年（一七〇一）から元文四年（一七三九）までの記事が収録されており、後半の四六丁には、正保二年（一六四五）から寛保三年（一七四三）までの、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事が、年月日の順に従って収録されている。編纂者ならびに成立年代は不明である。「秘記」の入手経路については、そのなかに「新渡戸文庫」の印があることからわかるように、はじめ郷土史家の新渡戸仙岳氏が所蔵していたものであったが、後に県立図書館へ寄贈されたという。

次に、この「秘記」の史料的性格について述べたい。「秘記」に収録されている、盛岡藩領内の出来ごとを記録した記事についていえば、「雑書」のなかに文言のほぼ一致する記事を数多く確認できることから、「雑書」を閲覧することが許されていた藩の上層部の者が、「雑書」から職務遂行に役立つような記事などを選び取って編纂したものと考えられる。これらの記事で注目されるのは、「雑書」には一四年分の欠落（明暦元年へ一六五五、同三年、万治二年へ一六五九、同三年、寛文四年へ一六六四、貞享三年へ一六八六、元禄元年へ一六八八、享保一一年へ一七二六、宝暦四年へ一七五四、文政三〇六年へ一八二〇）があるが、そのうちの四年分（寛文四年、貞享三年、元禄元年、享保一一年）の記事が収録されており、それらは、かつて存在したであろう各年の「雑書」が欠落する以前に引用された記事であると期待されることである。この四年分の記事については、すでに筆者の一人である兼平が、別稿のなかで「秘記」の解題とともにその解説文を紹介している⁽⁴⁾。

また、「秘記坤」に収録されている、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事についていえば、「書留」（八種類あるうちへ分類番号三〇・四一―一六）のもの、一四冊、中央公民館所蔵）に収録されている、「御在府日記」（あるいは「江戸御日記」とも）から引用した旨が注記されている記事と、文言のほぼ一致する記事を数多く確認できることから、これらの記事は、盛岡藩の江戸藩邸執務日誌と推測される「御在府日記」から、職務遂行に役立つような記事などを選び取って編纂したものと考えられる。この「御在府日記」は、現在、その所在が確認されていない史料であり、「秘記坤」に収録されている記事は非常に注目されよう。兼平はこれまで、「秘記」の史料的性格を明らかにし、これを積極的に利用してきたが、先行研究において「秘記」が利用されることはほとんどなかった。

以上のことから、「秘記坤」に収録されている、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事のすべてを翻刻し、広く一般に供したいと思う。また、その記事のなから注目されるものをいくつか取り上げて、詳しく紹介したい。ただし、紙面の制約もあるので、本稿では、正保から貞享年間（一六四四―一七八八）までの記事をすべて翻刻して、そのなから興味深い記事を選び出すこととし、元禄から寛保年間（一六八八―一七四四）までの記事については、次号において解説文と注目される記事を紹介したいと思う。なお、本稿においては、本文を兼平が執筆し、解説・翻刻作業を細井と兼平が行っ

た。今回の史料紹介が、今後の盛岡藩政史研究の一助となれば幸いである。

二 「秘記」にみる三代藩主南部重直の藩政

(一) 重直による江戸での家臣召抱え

重直の藩政期(寛永九年(一六三二)～寛文四年(一六六四))は、譜代家臣の整理を断行する一方、江戸で新規に召抱えた者の多くを盛岡町奉行や江戸留守居役、勘定頭、横目などに積極的に登用して藩主権力の強化を図り、藩政の確立に努めていた時期であったが、その新参者について注目されることは、彼らのなかに、旗本の周旋(「仰入」・「肝煎」・「口入」・「挙」・「願」など)によって召抱えられた者が多数確認されることである。こうした事例は、「秘記坤」や「雑書」、「奥瀬家日記抜書」(中央公民館所蔵、以下「奥瀬日記」と略称)、「参考諸家系図」(県立図書館所蔵、以下「諸家系図」と略称)をみると三〇名以上確認され、そのなかには、家老と江戸留守居役を務めた美濃部甚右衛門なども含まれている。本稿では、「秘記坤」にみえる事例を中心に、その数例を詳しくみていきたい。

慶安四年(一六五一)に由比正雪ら牢人による反乱計画が発覚するなど、当時はこれまでの大名改易などによって大量に発生した牢人の存在が大きな社会・政治問題となっており、幕府は牢人対策の一策として同年一二月、改易の主な原因であった末期養子の禁止を緩和している。牢人となった者やその子弟の多くは江戸に移住して仕官先を探し求めていたが、一方で重直は、そのなかから筋目のよい者や能力・技能に優れた人材を発掘しては、これを召抱えていたのだった。「諸家系図」によると重直は、筆道に精通した渡部小兵衛(金沢藩主前田利常の小姓を勤め、故あって牢人となった渡部助左衛門の子、のち堀江助左衛門)ら五人を召抱えて右筆としていたが、これなどは、「雑書」や「御在府日記」などの日記類が付けられるようになったことや、幕府の公用書体である御家流の藩政文書への普及・定着に彼らの貢献を期待したこと、そして、藩政の確立にもなって諸機構が整備され、文書による職務の遂行がより一層浸透していくなかで、文書作成能力に優れた人材を確保したものであろう。また、「秘記坤」正保二年(一六四五)九月一二日条には、「何方より浪人之義被 仰入候も、御断被 仰候」とあり、牢人と所縁のある人物らが重直に対して、牢人を召抱えてくれるよう「仰入」を行っていたことが知られるが、重直はこれを断っているから、「仰入」をしてきた人物への配慮(義理)から牢人を召抱えることはしていなかったようである。よって、旗本による重直への牢人の周旋は、その多くが、重直と重直が見込んだ牢人を引き合わせたり、重直が探し求めている人材に適う牢人を推挙・紹介する形で行われていたのだろう。

例えば、「秘記坤」正保三年(一六四六)四月晦日条をみると、桂七郎兵衛は永井監物白元(三、五三〇石余)の嫡子弥右衛門直元の「御肝煎」によ

り、四〇〇石で召抱えられているが、彼は召抱えられてわずか数年で、「花巻城代」（『雑書』慶安二年（一六四九）七月四日条）や「盛岡御町奉行」（『雑書』承応二年（一六五三）二月二四日条）、「（江戸）御留守居役」（『奥瀬日記』万治二年（一六五九）一月一八日条）などの実務能力を問われる要職に相次いで就任しているから、その召抱えは、重直が彼の能力を見込んでのことだろう。「桂系図」（『諸家系図』所収）によると七郎兵衛は、はじめ備中国松山藩主池田長常の「小姓役」を勤めており、その兄安太夫は「家老」であったが、主家が無嗣断絶すると牢人となり、江戸に住んでいたという。「寛政重修諸家譜」（以下「寛政譜」と略称）の「永井家譜」によると直元は、池田家改易の際に幕府の上使として松山へ派遣されているから、あるいはこうした縁から七郎兵衛と交際のあった直元が、重直に依頼されて「肝煎」を務めたと考えられようか。なお、「安村（本名安達）系図」（『諸家系図』所収）によると安達豊太夫は、正保二年に同じく直元の周旋（「挙」）により「客分」として、四〇〇石で召抱えられているが、彼もまた池田家の旧臣で、大坂の陣で「武功」を挙げた人物とあり、その娘は七郎兵衛へ嫁いでいる。

しかし、「秘記坤」正保二年九月二日条と一〇月二六日条をみると、町野長門幸和（五、〇〇〇石）の一年にわたる「仰入」を断りきれず、会津藩加藤家の改易に際して牢人となり、江戸に住んでいた伴喜左衛門（のち孫左衛門）を三〇〇石で召抱えてもいるから、旗本からの「仰入」をすべて断ることはできなかったことが知られよう。幸和について「町野家譜」（『寛政譜』所収）をみると、彼はかつて会津藩蒲生家の重臣で、天正十九年（一五九二）の九戸合戦には蒲生氏郷に従軍して南部領へも来ていたが、主家が改易に処されると牢人となって江戸に住み、しばらくして旗本に取り立てられた人物であった。蒲生家からは盛岡藩二代藩主利直の正室で、重直の母でもある源秀院（氏郷の養女）が迎えられていること、また、「長門殿御断」（幸和の申し入れ）であることが考慮されていることなどを考えれば、幸和は重直に知られる存在であったようであり、あるいは孫左衛門の父も同じく蒲生家の家臣だったこともあって（『諸家系図』所収「伴系図」、孫左衛門のことを重直へ周旋したと考えられようか。なお、孫左衛門について「雑書」をみると、慶安二年には「御鷹師頭」（同年七月四日条）に就任しており、また、「御鷹之御用ニ付而は不寄何事、伴孫左衛門手形ニ而相調候様ニと御意候」（慶安三年（一六五〇）八月三日条）ともあるから、「鷹師」としての能力が認められて、「御鷹之御用」全般を任せられるまでになったことが知られる。

さて、旗本のなかでも幕府の馬事を掌つかさどっていた諏訪部源次郎定矩（八三〇石）と黒沢李助定幸（二九〇石余・現米四〇石、黒沢家の養子）の兄弟は、その領内に古代以来の馬産地を有していた盛岡藩に当時幕府が毎年派遣（元禄三年（一六九〇）まで派遣）していた公儀御馬買衆に任命されたことのある人物で、「秘記坤」をみると、彼らの「御口入」などにより、千種庄之助・穂高彦右衛門・成田平左衛門らが召抱えられている。公儀御馬買衆に任命されたことのある旗本の周旋により召抱えられた者は多いが、なかでも、重直の藩政期に頻繁に派遣されていた黒沢定幸の周旋により、馬術に優れ

た人物が召抱えられていたことは注目されよう。「成田系図」(「諸家系図」所収)によると、成田平左衛門は一度盛岡藩を去った後、江戸で「小野趙無二從テ徒鞍流ノ馬術ヲ学ヒ其奥旨ヲ究」めた人物で、定幸が間に入って帰参しており、後には「御召馬ヲ預」かっている。また、「山本系図」(「諸家系図」所収)には、定幸の周旋(「挙」)で召抱えられた山本藤兵衛が、「諏訪部氏ノ門人トナリテ馬術ヲ練達」した人物と記されている。盛岡藩には公儀御馬買衆のほか、数多くの大名・旗本からも馬買役人が派遣されるなど、良馬の生産・供給地として期待されており、藩でも牧(牧場)を早くから開設するなどして馬産に力を注いでいた。黒沢定幸の周旋により、馬術に優れた人材を確保していたのは、武芸としての馬術を藩主や家臣が教授してもらうためであると同時に、彼らの持つ豊富な馬の知識が馬産に寄与することを期待してのことだろう。¹⁰⁾

なお、「秘記坤」正保二年一月二六日条には、黒沢定幸の弟九郎兵衛が「始^而御目見」を果たしたとあるが、彼は永井豊前守直貞(四三〇〇石)の「御肝煎」で召抱えられたようである。「黒沢系図」(「諸家系図」所収)によると九郎兵衛は、「兄黒沢全助定幸ノ願ニ依テ江戸ニ於テ召抱」ともあるから、あるいは定幸も、懇意の間柄であった重直に対して、家督を継ぐことができず、しかも牢人の身となっていた弟を召抱えてもらえるように口入れしていたと考えられよう。また、定幸の叔父黒沢外記は、九戸合戦の際に蒲生氏郷の周旋で南部信直に召抱えられており、定幸の二男の伝兵衛も、慶安二年に江戸で重直に召抱えられているが、その伝兵衛の家からは、盛岡藩六代藩主信恩の側室(八代藩主利視の母)が出ている。

以上のように、盛岡藩(重直)と親しく交際するなどしていた旗本は、所縁のある牢人や親類などの仕官先として盛岡藩を頼っていたのであるが、一方で重直は、旗本の周旋によって江戸で有能な人材を確保し、彼らを積極的に登用して藩政の確立に努めていたのである。こうした旗本の周旋による家臣の召抱えは、「諸家系図」を見る限り、四代藩主重信の藩政期の延宝年間(一六七三〜八一)までは多くみられるものの、その後は急激に減少する。このことは、盛岡藩の家臣団が世襲され固定化が進んでいくなかで、財政的余裕が失われたこともあって、これまでのように多くの家臣を家臣団外部から新たに召抱えることが困難となり、また、制限されるようになったことに伴うものであろう。¹¹⁾

(二) 重直の嗣子選定と盛岡藩の分割

ところで、重直はこれまで一般に「暴君」と評価されてきた。一八世紀中頃に盛岡藩士伊藤祐清が記した「祐清私記」は、重直について、「殊に御生質御短慮にて無法非儀之御方に而御座候、御諫も中々承引し玉はず、御譜代諸士朝暮氣を屈し候由、殊に御譜代之者共をは気か片事に而容鉢無骨者共迎身帯身上に及者多ければ、皆口を閉て一言申上候者なし」と記している。先にみた重直による新参者の登用が、譜代家臣を恣意的に処罰して禄を没収し、それを財源に遊芸技能の士を数多く召抱え重用したものと非難する記事が諸書にみられるのは、こうした譜代家臣の鬱憤の表れであろう。また、明治四四年(一九一一)に編纂され今日でも広く読まれている『南部史要』には、「公性剛勇にして容姿威儀あり、而も民に臨む峻烈にして国人皆これ

を畏る、平素頗る遊獵を好み、江戸にある時と雖も屢近郊に狩し、在国に際しては常に山野に馳駆し、(中略)また麻布の下屋敷にて自ら罪人を斬り、腰刀を検せるが如き、以てその性質の一斑を見るべし」ともある。確かに「秘記坤」の記事のなかにも、こうした重直像の一端を垣間見ることができ。例えば、寛文二年(一六六二)には、「ひとや」から「科人壱人」を貰い受けて、山野嘉右衛門(「雑書」には「人斬山野嘉右衛門」)に「成敗」させている。また、寛文三年(一六六三)の記事をみると、一月二日に登城して將軍に拝謁する年頭御礼を、病気を理由に欠席しながら、同八日、一二日、二三日、二月一五日と四回も「御忍」で「鷹野」(鷹狩)に出かけているのである⁽¹⁴⁾。以上のような記事を根拠に、重直を「暴君」としてのみ評価する見方は、今日では見直されつつあるが、なお根強いものがある。

そして、この重直の「暴君」ぶりを示すものとして、これまで特に批判されてきたのは、嗣子を定めずに死去し、盛岡藩を無嗣断絶の危機に陥れたことである⁽¹⁵⁾。重直には二人の男子があったが早世し、また、二人の弟(重信・直房)とは不仲だったことから、重直は寛文二年に嗣子選定を幕府へ願ひ出ている。従来は、「祐清私記」や「内史畧」、「篤焉家訓」などの記事に基づき、重直のことをよく思っていなかった幕府が、「大藩の細分化」を狙って重直の願ひ出を認めなかったとされており、重直自身も「自分の好まないものに藩をゆずるよりは藩をつぶした方がよいと考えたのか、故意に相続人を定めずに死亡してしまった」といわれてきた⁽¹⁶⁾。しかし実際には、重直が嗣子選定を四代將軍徳川家綱の意向に委ねることを願ひ出ると、「内々御願之御養子様之義、以来は可被 仰付候間、心安可存之由、上意之旨」(「秘記坤」寛文二年一〇月三日条)が、幕府老中が上使として派遣した旗本の船越永景(六二・二六〇石余)と荒木元政(二、五〇〇石)により、「御内証」という形で重直に伝えられていたのである。このことは、「柳営日次記」(同年九月晦日条)や「雑書」(同年一〇月一五日条)からも確認できるが、「秘記坤」が最も詳しい。つまり、重直の願ひ出は幕府から認められていなかったわけではないのである。寛文三年二月には、嗣子選定が早くなされるように幕府老中酒井忠清へ伝えるよう、重直が永景と元政に催促をしている(「秘記坤」同年二月三日条)。

ところで、「奥瀬日記」寛文三年七月二六日条をみると、重直の母源秀院が死去したことを幕府へ報告する際、盛岡藩と船越永景・荒木元政の間で、次のような遣り取りがあった。

(前略) 源秀院様御遠行被遊候義、御老中様江被仰上候様ニと舟越伊与守様江被仰遣候処、荒木十左衛門殿へも被 仰入候様ニと被仰越候付、葛巻新八郎、十左衛門殿江被遣候処、御月番之御老中江被 仰上候様ニと被仰越候付、阿部豊後守様江井上作左衛門被遣之、(後略)

この記事からすると、この時期に永景は、盛岡藩と幕府老中との間で取次ぎの役割を果たしていたようであり、元政は求めに応じて盛岡藩へ助言を与えていたようである⁽¹⁸⁾。「奥瀬日記」寛文四年(一六六四)九月一日条にも、「舟越伊与守殿御出、御老中様江被遣御書付御請取、美濃守殿江御持参」

とみえる。荒木元政は公儀御馬買衆として寛永二〇年（一六四三）から承応三年（一六五四）の間に盛岡へ七回派遣されており、船越永景の父景直は豊臣秀吉の勘気を受けて南部信直へ預けられ、その間に永景は「奥州南部」の地で出生したという（『船越系図』『寛永諸家系図伝』続群書類完成会）。「寛政譜」からは確かめられず、あるいは父景直との混同とも考えられるが、「内史畧」や「篤焉家訓」などには、永景自身も公儀御預人として盛岡藩へ預けられていたとする記事もみられる。先にみた永景・元政と盛岡藩との関係は、こうした所縁から南部家と懇意の間柄になったことによるものと推測され、重直の嗣子選定について二人が上使に任命されたのは、こうした関係を幕府側が考慮したものであろう。幕府による「御預」や「御馬買」を通じて知り合った旗本との間に築いた関係は、幕府との交渉においても役立ついたのである。この点は、幕府と盛岡藩との関係を知る上で注目されるよう。

話を戻して、重直は嗣子選定を將軍家綱の意向に委ねていたが、その選定が行われる前の寛文四年九月一二日に死去してしまった。そこで幕府は重直の生前の願い出に基づき、死後になったが、弟の重信と直房を相続人に決定した。嗣子未定のまま重直の死を迎えた盛岡藩には混乱が生じていたが、幕府はさらなる混乱を回避するために、多くの藩士から支持されていた重信を相続人としたのだらう。また、この決定には、同年六月に藩主の無嗣逝去によって三〇万石を半減され、なお動揺が尾を引いていた近隣の米沢藩の動静までも考慮されていた、とみることができようか。一方、幕府による直房の大名取立ては分割相続となるから、従来は重直の失政に対する罰則的な意味が込められていたと説明されてきたが、福田千鶴氏は寛文期（一六六一〜七三）までは分割相続が広く行われていたことを指摘されている⁽²¹⁾。つまり、「柳宮日次記」に、「山城守養子願之儀、年来及言上可仰出処、其内山城守死去、弟兩人有之段及御聞、為同性之間、遺領被分下」（『寛文年録』第二巻、野上出版、寛文四年二月六日条）ともあるように、①幕府が重直に同姓の弟二人がいることを把握していたこと、②直房は当時三七歳で十分奉公が適う年齢であること、③再び無嗣という状態になり混乱することを回避するために血縁の保持を図ること、などを考慮した結果の取立てと考えることができるだろう。

この相続の決定を伝える際の幕府老中酒井忠清の文言が注目される。次に示す記事は、重信が盛岡の二人の姉に送った「御書之趣」（『書留』所収）であるが、そこには、「うた殿（酒井忠清）江被為呼、惣様御としより衆被為寄被 仰渡候ハ、山城守跡目（南部重直）われら二八万石、数馬（南部重直）三式万石被下候、山城守跡目と不存、しん儀二御とりたて被 召仕候と存、随分御奉公可申上候由被 仰渡由之為御知也」とある。つまり忠清は、実際には重信と直房に「山城守跡目」の相続が許可されたわけだが、「山城守跡目」と思わずに、新規に取立てられたという謙虚な気持ちで「随分御奉公」に励むよう、重信に伝えていたのである。確かに、重直の願い出によれば、南部家から相続人が選定される保障はなかった。事実、はじめ幕府は会津藩主保科正之の五男正純を相続人にしてしようとしていたが、正之が承知しなかったために実現しなかったという⁽²²⁾。最終的に幕府は、盛岡藩の家臣から反発が予想される他家からの養子を避

けて、南部家の血筋を重視して重信と直房を相続人とし、さらなる混乱を回避したのだが、幕府はこの機会を巧みに利用し、重直の「跡目」を無事に重信と直房が相続できたのは、幕府の「御恩」によるものであることを強調したのである。また同時に、この忠清の言葉は、中世以来同じ土地を支配してきた南部氏に、領知は將軍からの「御恩」であるという認識を、改めて強く実感させることにもなっただろう。重信が寛文五年（一六六五）五月に幕府へ提出した起請文には、「一、私儀、今度被 召出不寄存知同名山城守跡式被 仰付難有仕合奉存候、偏、二、御取立と奉存候事」（幕府老中宛南部重信起請文写）中央公民館所蔵、傍点筆者）とも記されていた。重信と直房の相続が、盛岡藩一〇万石が重直の無嗣逝去により一旦改易に処された後、南部家の由緒をもって格別に、幕府により新規に取立てられたものと後世の史料で語られるようになったのは、こうした背景があったのだろう。いずれにせよ、この一件がその後の盛岡藩に与えた影響は大きく、また、幕府と盛岡藩との関係をより一層安定・強化せしめたことは間違いない。

このようにして、盛岡藩一〇万石は、重信に八万石（盛岡藩）、直房に二万石（八戸藩）が与えられて分割相続されることになったのである。なお盛岡藩は、天和三年（一六八三）に領知はそのまま一〇万石に復している。八戸藩は、幕末まで石高の増減はなかった。

三 「秘記」にみる四代藩主南部重信の藩政

重信の藩政期（寛文四年（一六六四）〜元禄五年（一六九二））で注目したいのは、「秘記坤」の記事からもその一端が知られるように、この時期に南部家は、数多くの大名家と婚姻関係を結んでいることである。二代藩主利直の正室は蒲生家から迎えられたが、蒲生家は改易となり、また、三代藩主重直の正室は会津藩加藤家（加藤嘉明の娘）から迎えられたが、離縁しているので、重信が藩主に就任したころには婚姻関係にあった大名がいなかったのである。三代藩主重直はあまり子に恵まれず、ために先に見たような相続問題が生じたわけだが、重信は一三男一女、重信の嫡子で五代藩主となる行信は一七男一三女を儲けており、早世した子もあつたが、多くの女子が大名家へ嫁いでいる。重信の藩政期に限って大名と婚礼を行った女子を挙げると、重信の長女式子は鳥取藩主池田綱清に（寛文一〇年（一六七〇）婚礼）、二女七子は松崎藩主有馬豊祐に（貞享元年（一六八四）に松崎藩改易、盛岡へ戻る）、行信の二女幾子は尾崎藩主青山幸督に（貞享四年（一六八七）婚礼）、三女鎮子は田辺藩主牧野英成に（元禄三年（一六九〇）婚礼）、四女志久子は八戸藩主南部直政に（元禄元年（一六八八）婚礼）、五女幕子は佐伯藩主毛利高久に（貞享三年（一六八六）婚礼）、それぞれ嫁している。なお、行信は寛文六年（一六六六）に長府藩主毛利綱元の妹を正室に迎えており、重信の六男政信は貞享三年に平戸藩主松浦鎮信の娘を正室に迎えていた。当時の婚姻関係の厚さが知られよう。

さて、「雑書」をみると、婚姻関係にあつたこれらの大名家からは、飛脚が送られては手紙とともに贈物が届けられるなどしており、日ごろから親し

く交際していたのであるが、南部家で何か問題が発生すると、こうした家々は南部家の求めに応じて相談にも乗っていた。「秘記坤」貞享四年五月一日条と同一九日条をみると、夫の毛利高久（佐伯藩二万石、五代藩主）に愛想を尽かした行信の五女幕子が、盛岡藩江戸下屋敷に逃げ帰ってきているが、その際に南部家から親類・縁者に相談がなされている。まず、その相談内容をみてみよう。

実家へ逃げ帰ってきた幕子に対して祖父重信と父行信は「異見」を試みたが、幕子はこれを聞き入れず、また、重信と行信も幕子の「苦勞」を知っていたので、婚礼の際に「取持」をした旗本の毛利重長に、高久（佐伯毛利家）との仲介役を依頼した。すると「取持」を務めた二人の旗本は相談の上、このまま離婚となつては「駿河守立不申」^{毛利高久}、つまり、外聞も悪く高久の面目も立たないので、「前々世間ニ有之」ように、離婚するにしてもせめて、実家が婚家へ迎えをよこして嫁を引き取るという離婚の儀式（作法）を形ばかりでよいから執り行ない、世間に対しては幕子が実家へ逃げ帰ったことを覆い隠して、高久の面目が立つようにしてほしいと申し入れてきた。この申し入れは、佐伯毛利家側の意向が強く反映されたものだろう。重信と行信は「其通」だと思つたが、このような方法でよいものかと、「雑書」のなかで「御一門様方」と記されている、毛利綱元・本多忠平・本多忠晴・池田綱清・青山幸督・松浦鎮信・稲葉正倚らへ相談した。幕子の父行信と彼らの関係をみると、綱元は小舅、忠平（郡山藩主）と忠晴（伊保藩主）は姑の弟、綱清は妹婿、幸督は娘婿、鎮信は弟の嫁の父、正倚は小姑の婿であり、かなり広い範囲の親類・縁者が相談相手であつたことがわかる。すると「御一門様方」は、「左様之義、世間ニ御座候間、其通ニ被成候^而も批判有御座間敷候、右之通被成候様ニ」と回答した。高久（佐伯毛利家）の世間に対する体面もあり、また、交際上の配慮でもあるから、こうした方法をとつても「批判」されることはないと判断されたのである。名譽と体面を重んじる武士同士の離婚では、いかに離婚原因が夫高久の側にあるとはいえ、南部家は高久（佐伯毛利家）に十分な配慮をする必要があつたのだろう。

さて、離婚の結末であるが、最終的には、南部家が「御一門様方」の回答どおり、幕子を引き取るための「乗物」を佐伯毛利家の屋敷の「御門地ふく」へ遣わすと、そのまま引き返して「事済」としている。佐伯毛利家は、幕子が逃げ帰った事実を何とか覆い隠そうとしたが、離婚から間もない元禄年間（一六八八〜一七〇四）に編纂された「土芥寇讎記」の高久の項には、「妻女ヲバ南部行信ニ被執返、其通ニテ差置、天下之嘲哂、此事ニアリ」とあり、また、「妻室ヲ酔紛ニ帯ヲ以被打タル故ニ、妻女家ヲ出、（中略）妻女ヲ屋敷之内迄輿ヲ昇入、直ニ里へ返、耻ヲ纏ヒタリ。（中略）勇モナク、義モナシ。文武之両道ハ、夢ニモ不知。然ル上ハ、評ニ絶リ。」とも記されているから、大名の間では高久と幕子の離婚の有様が知られていたようである。しかも、夫の離婚意思が尊重されていた当時、妻に逃げられ、妻の側から要求されて離婚することになった高久は、「嘲哂」の対象であつた。当時の武士の離婚観がこのようなものであつたから、南部家も夫の高久（佐伯毛利家）の面目が少しでも立つように、「乗物」を佐伯毛利家の屋敷へ遣わしたのであり、そうすることが名譽と体面を殊に重んじる武士としての礼儀であつたのだろう。とすれば、仮に南部家が感情にまかせて高久（佐伯毛利

家)への配慮を怠れば、今度は逆に南部家の評判にもかかわる問題になりかねないだろうし、また、両家の情宜が損なわれる形で離婚をしたのでは、幕府(主君)の憂慮するところとなり、両家に対する幕府の覚えも悪くなるだろう。ゆえに江戸時代の武士の離婚の多くは、円満な形で離婚ができるように両家ともに努めていたのではあるまいか。

元文四年(一七三九)には、高久の弟で佐伯藩六代藩主となった高慶の子信之が、盛岡南部家の分家である三田南部家に養子として迎えられている。南部家が「取持」を務めた旗本に仲介役を依頼し、その旗本は「片落」とならないよう両家の意向を取りまとめたことから、高久と幕子の離婚によって、両家の情宜が損なわれるようなことはなかったのである。相談相手の親類・縁者と、婚礼時の「取持」が果たした役割は注目されよう。

四 「秘記坤」(正保〜貞享年間)の解読

凡例

一、本稿では、「秘記坤」に収録されている、正保から貞享年間(一六四四〜八八)までの、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事のすべてを解読・翻刻した。

二、読解に便利なように、適宜読点(、)や並列点(・)を打った。

三、漢字の旧字体や異体、仮名の変体等については、原則としてこれを避け、今日通行の字体に改めた。例えば、「ふ」、「者」、「茂」、「昏」、「禮」等は、それぞれ「より」、「は」、「も」、「紙」、「礼」等とした。ただし、「江」、「而」と、「巷」、「弑」、「拾」、「廿」等の漢数字は、そのままとした。

四、解読者の傍注はすべて括弧にくくり入れた。なお、本来は「儀」であるところの「義」や、「衛」であるところの「へ」は、繁雑となるから、これらの注は控えた。

五、敬語上の改行(平出)は、一字欠にして連記し、欠字については、そのまま一字欠にした。

六、本文の脇などに後から書き加えられた文字や条文は、適当な箇所に入れた。

正保二乙
酉歳

一七月五日、朝七半時、御湯治御立、大和田御泊

一同十八日、御老中様御三人^正、湯本より被遣候御状三通、武兵衛調、但、從塩原之御状二仕、同十六日付にて、同十九日ニ使者波々伯部小右衛門、甚右衛

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

門同道仕参筈

- 一 八月十七日、塩原御湯治より今晚六半時御帰
- 一 同廿二日、小本助兵衛ゆい言ニ上申候砂金三十枚、五左衛門披露、則弥左衛門・八左衛門へ渡、青三歳も上申候由
- 一 九月十二日、森甚左衛門御暇之義、能瀬治左衛門殿より祐庵を以被仰候付、九左衛門宿ニて、五左衛門兩人立合申渡之
- 一 同日、伴ノ喜左衛門、去年八月より町野長門殿被仰入候、御病中故相延、今日相濟、何方より浪人之義被 仰入候も、御断被 仰候へ共、長門殿御断、其上久々之義候間、何方へもしかと仕たる所へ御有付之内、御浪人分にて先居候様ニと、長門殿へ被 仰遣、知行八本地三百石
- 一 十月朔日、五つ時御登城、御腫物御平愈、始 御目見、腫物透と平愈一段之由御旋被成、讚岐殿、於 御前御取合候由、兩上様へ御のし一箱充献上之、 御城より直ニ御老中江御出被成
- 一 同二日、御堀御普請場江始 御出
- 一 同十六日、伴孫左衛門、御礼代物忝貫文、知行三百石之御やくそく
- 一 十一月十六日、黒沢九郎兵衛始 御目見、御樽代忝貫文、永井豊前殿御肝煎
- 一 十二月十三日、北九兵へ御証人ニ被 仰付候付、御暇被下罷下、来三月罷上筈
- 一 同廿三日、御普請奉行衆登 城、御暇被下、御小袖、銀子拝領之

正保三丙戌歳

- 一 正月八日、若公様御誕生、則御祝儀ニ御登 城、御名 徳松様と申候
- 一 同十四日、七夜御祝義、 徳松様へ御脇指長谷部、御産衣二重、御のし、 公方様へ鯉節二百人、一箱、御樽一荷、 大納言様へ同断上ル、御袋様江銀三枚、右持参之者、美濃部甚右衛門・毛馬内九左衛門・波々伯部小右衛門・儀我惣左衛門・多田茂右衛門
- 一 同日、四時、右御喜御登 城、加藤内藏介様御同道
- 一 二月朔日、朝五時、紅葉山御社参、御装束ニて行列之御供
- 一 同九日、御湯治御暇之義、御老中江被 仰達、可然旨、酒井讚岐殿より了後ニ被 仰越、則御当番阿部对馬守殿・酒井讚岐守殿江、御湯治御暇被仰上候、御口上之御使松岡藤右衛門、松平伊豆守様へハ毛馬内九左衛門被遣

一 同十一日、御湯治御暇出、阿部对馬守殿より朝五時御奉書參、夜前之御究にて、御寢被成候付、下屋敷へ御出候由、儀我弥五左衛門申返入、後、藤右衛門ニ御請被遣、讚岐殿(讚岐)・伊豆殿(伊豆)ハ御口上にて、御使同人參

一 同十七日、朝六時、那須御湯治へ御立被成

一 同日、住山吉左衛門・奥道宇右衛門・宮野庄左衛門・中村八郎兵衛・野沢九郎左衛門、御暇被遣之、五左衛門(楢山)・九左衛門(毛馬内)・勘左衛門(津戸)・弥五左衛門申渡之

一 三月十五日、証人北九兵へ登城、御名代ニ阿部对馬守殿ハ御目見、八戸弥六郎登城、御暇被下之、御小袖二、御羽織一つ拝領、ミの(美濃部)甚右衛門同道

一 四月五日、九時、那須御湯治より御帰

一 同十五日、御湯治より御帰被成始而、御目見、かや一折御上被成

一 四月晦日、八時、永井弥(直元)右衛門殿御出、被召抱候桂七郎兵へ被召連、則御目見、御樽代百疋也、四百石給候由、弥右衛門殿御肝煎

一 七月廿九日、未刻、上使斎藤左源太殿、御鷹之雲雀三十御拜領、為御礼即御登城

一 九月十六日、御小性千種庄之助被召置、知行百五拾石分、御金にて被下筈、御やくそく、諏訪部源次郎殿御口入

一 十月廿日、今度大明兵乱ニ付、御加勢之義、平戸一官所より書翰指渡候、右之書簡之中ニ、宛所も無之、文言ハ結構候へ共、紙面之中当所も無之、上包ニ計其身之官位を書、宛所ハ付紙ニ仕候、其上文言も御不審之義多有之候付而、大明と日本末代之義候間、長崎へ御使被遣、様子委御尋被成、其上にてかく之儀可被、仰出と思召候処、韃靼人福州(江)乱入落居候由申来候間、此上ハとかく之義被、仰事も無之候、湯王も広西之内へ相退、漂船之中有之由申来候付、此上ハ右之不及御穿整候間、一官使ハ帰帆仕候様ニと、長崎へ被、仰付候事、右之一通、於、殿中諸大名衆へ以酒井讚岐守今日被、仰渡候畢

一 十月廿七日、御国より活雉子六十五(雌三十二)為上候内、(雄三十三)雄一道中にて損候而、(雌)残而六十一ニ儀我十右衛門同心并御多さし式人付、人足五拾人にて今日着、右活雉子六十有一羽之中、白雉雄一羽異有之、其形大而羽毛共宛如白雪之、頭生赤黒之班毛、箸根者薄白也、自頸回至尾端似押銀箔矣、兩脚黒色而眼瞳黄丹也、誠是可謂瑞鳥共乎、於奥州南部和賀郡小山田村之原野、餌指二郎介云者、懸羅網而以捕之、此鳥之府様形像不得伸筆舌、当時之画師狩野探幽法眼看之捨筆、惟非断言語而已、不及毛雉子、希代之名鳥以何乎比之哉、不遑毛挙、依之彼宝籠鍔金銀万玉之莊殿不可勝計、唯載大概耳

- 一十月廿八日、御登城日之昨上着之雉子雄十合廿今朝献上、御使美濃部基右衛門茂貞
一十二月六日、御小性吉嶋采女・伊丹数馬被召置、今日御礼仕

正保四丁亥歲

- 一正月廿五日、辰刻、紅葉山御參詣行列之供奉御裝束大紋
一同日、穂高彦右衛門今日始而 御目見、黒沢木工殿御口入李助(基)ニテ被召置候付也
一正月晦日、藤田多左衛門始而 御目見、近藤勘右衛門殿御口入、御礼馬代鳥目百足也
一三月五日、松平伊豆守殿今卯上刻御出、御数奇屋御相客、安藤右京進殿・太田備中守殿・井上筑後守殿・松平出雲守殿・神尾備前守殿(元勝)、以上六人也、御会席、御茶已後、御小書院ニテ後段温飴・鶏卵出ル、御役者參御囉子有之、巳刻御立、午上刻、伊豆守殿へ御礼ニ御出
一同日、吉松様(前部重直(母))と伊豆守様始而 御參会、吉松様御供お局御介副、御乳人、御小性守井孫十郎御守刀持出ル
一伊豆守様へ源秀院様より御色台并杉三重御進上、於御小書院宮城越(和道)前殿御申
一同九日、中野吉兵へ、北九兵へ為代今日上着
一四月三日、馬乗成田平左衛門御目見、黒沢木工殿被召連、馬代彦實文、御知行三百石之御やくそく
一同八日、成田平左衛門ニ、三百石並ニ御ふち方六人扶持相渡可申由被 仰出、伊賀承(石井)
一同十七日、紅葉山御參詣供奉

寛文二壬寅歲

- 一八月五日、来年日光江 公方様御社參被遊候、就夫、御大名様方より御進上被成度品々、何も御老中へ御伺被成候由、御留守居仲間廻手紙ニ申来候付、其段書付ニテ、牧田四郎右衛門昨四日申上候処、先年日光江 公方様被為成候砌ハ、御羽織五か三御上被成候間、来年御成ニも、御羽織五か三か御障泥十指か御上被成度由、御月番之御老中江 伺可申由被 仰出之、稲葉美濃様へ牧田四郎右衛門伺公仕(候)、来年日光御成ニ付、御羽織三か五か御障泥十指か御上被成度由、奉伺候へハ、何も上り不申候間、無用之由被 仰候付、其旨四郎右衛門申上候事

一 御国へ女衾人被遣候付、

女衾人、從江戸奥州之内私知行所盛岡へ指遣申候、房川渡中田御関所無相違罷通候御手判可被下候、此女三付、以來六ヶ敷儀出来申候ハ、私可申分候、為後日之仍如件

寛文二壬寅 九月十日

南部山城守(重直)

伊沢隼人正殿(政信)

北条右近殿(兵利)

滝川長門守殿(判貞)

本多美作殿(重相)

一 九月廿二日、朝、御在所之竈干鮑二百入一箱、公方様へ御上被成、御使桂七郎兵衛

一同晦日、御老中より御用候而 御使者被 進候間、早々御上屋敷江 御越可被成之由、荒木十左衛門殿・舟越伊与殿(舟越、水越)より御切紙 殿様江被 進候付、

御先(毛馬内)九左衛門・勘左衛門被遣、今午半刻、御下屋敷より御上屋敷江御出、申刻御帰

一 今日、酒井雅楽頭様・阿部豊後守様・稲葉美濃守様より之為御使、十左衛門殿・伊与殿御上屋敷江御出、常々御望之通、連々御養子可被 仰付候間、御安堵可被遊由、上意ニてハ無之候、御内聞之旨被 仰進、於御書院御対面、則御返答被遊、右為御礼、御三人様へ御使毛馬内九左衛門

一 十月三日、内々御願之御養子様之義、以來は可被 仰付候間、心安可存之由、上意之旨、御老中様御三人より船越伊与殿・荒木十左衛門殿為御使、御内証去月晦日ニ被 仰進、御大慶不過之被 思召候趣、御家中へも可申聞旨、御国へ申遣候様御意ニ付、今日荒木田惣吉罷下候付、弥六郎・治大夫(八戸)・治大夫(奥州)

江申遣之

一 十月十日、於御在所、九月廿一日之晩、谷村作兵衛相果候付、妻子此方江引取申度と、石谷土入老より勘左衛門方迄御切紙被遣、遂披露候処、遣可申由被 仰出、夫ニ付、親類衆より為迎盛岡へ人下シ被申候間、其者に渡可申由、九左衛門・勘左衛門より弥六郎・治大夫へ状遣入、右迎之者式人、鬼柳入手形も九左衛門・勘左衛門両判ニて遣之

一 十月十八日、稲葉美濃守様へ井上作左衛門を以、気色大形得快氣候間、御參勤御礼申上度候間、何も様へ御相談被下度旨被 仰遣候処、何もへ相談、前廉可申入旨被 仰下之

一 同廿二日、明日御參勤之御礼可被 仰上由、雅楽頭様・美濃守様・豊後守様より御切紙被遣、為御請井上作左衛門・桂七郎兵衛へ、右御三ヶ所江被遣

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

四三

之

進上

御太刀

一腰

御小袖五之内

御熨斗目御紋所御裏茶羽二重
御熨斗目御裏浅黄羽二重

御綾嶋御紋所御裏紅
御染物御紋所御裏紅
御むく

黄金

十兩

鹿毛五歳

御馬

槽毛六歳
河原毛五歳

三疋

已上

十月廿三日

南部山城守

一廿三日、辰刻、御參勤為御礼御登 城、御先供廿一人、御駕籠廻、御次ニ相詰候者五人内友之助・作左衛門肩衣、右五人外御横目一人、御歩行頭二人、寄木新之丞、此外御留守居兩人も御供仕

一十月廿八日、御鷹之鷹二白鷹、真鷹、上加藤平内殿を以御拜領、為御礼御登城、御老中方へ御廻り、平内殿へハ、御城より直ニ桂七郎兵へ被遣之

一十二月五日、今度被 召抱候田丸郷右衛門ニ被下三百石分之御扶持方米上下七人扶持、十一月三日より可相渡由、新渡戸佐五右衛門・高橋市左衛門江、九左衛門（毛馬内）・勘左衛門（藤戸）兩判ニて申遣之

一同十日、科人啖人御所望之由、勘左衛門ニ被 仰付候処、則ひと（人屋）やより請取候手形、村越長門殿より来

一同十三日、村越長門殿より御もらひ被成候科人啖人、今朝相坂五郎左衛門請取參、籠江入置

一同廿五日、岡田五郎兵へ番袋盜候浜田甚五兵へ内之者啖人、村越長門殿より御所望被成候科人啖人、今日於御下屋敷、山野嘉右衛門參成敗仕候付、御腰物ニ今測半之丞附被遣、（南部屋直）殿様ニも六半時御下屋敷へ御出、申半刻御帰

- 一 正月二日、(南部重臣)殿様 御病氣ニ付、年始之御太刀目録、御名代毛馬内九左衛門、素襖・(烏帽子)忍ほしニて登城、御老中御三人御列座、名代二人充罷出、御目録御奏者井上河内守様を以上之、牧田四郎右衛門附参
- 一 同九日、殿様、昨晚丑刻、御鷹野ニ御忍被成候而、(職)わらび江御出、西半刻御帰也、御供檐山友之助・布施浅右衛門、御歩行二人、御歩行頭野田右市助・岡本孫左衛門、御料理泉山清右衛門、御配膳苦米地庄右衛門、御酒奉行吉田次郎左衛門、御食炊平右衛門・寄木新之丞、御鷹方橋本半右衛門、御鷹六居之内、大鷹三居、鶴一居、兄鷹一居、隼一居、物数八之内、鷹三、(鴨)かも四、(さぎ)さぎ一
- 一 同十三日、殿様、僧ヶ之東西岡へ御忍ニて、御鷹野ニ昨晚亥ノ半刻御出、未刻御帰
- 一 同廿三日、殿様、御忍ニて、御鷹野ニわらびへ寅刻御出、戌刻御帰
- 一 二月三日、今日舟越伊与殿へ九左衛門被遣御口上之事、其後は久々不懸御目候、旧冬内々奉願候養子之儀ニ付、貴様・荒木十左御兩人、御老中より御内証之御使ニ御出被成候、今ニ何共御沙汰も無御座永引致迷惑候、拙者義、近年病者ニ罷成、次第二よハリ申候、明日も不存候躰ニ御座候間、乍御六ヶ敷荒木十左方と被仰談、(酒井忠清)雅楽頭殿江御出被成、(南部重臣)山城守申上候ハ、旧冬御内証之義被仰下難有奉存候、何とそ何も御相談被成、当年中二も被仰付被下度奉存候由、御出被成候而被仰可被下候、十左ニハ今朝不凶見廻れ被申候間、此段申候、十左ハ来ル七日日光江被参候由ニ候間、其内雅楽頭殿へ十左御同道候而御出被仰可被下候、委ハ九左衛門可申上候由
- 一 同十五日、殿様、御忍ニていと申所江、御鷹野ニ今朝寅刻御出、申刻御帰
- 一 同廿四日、從毘門主様、広福寺義、御家中天台之惣録被仰付被下度由被仰候付、広福寺ニ惣録被仰付候間、一宗へ可申渡由被仰出申遣之
- 一 同廿八日、今度御即位ニ付、京都江御使者赤尾又兵衛被遣候間、支度仕候様被仰出之、九左衛門より手紙にて又兵へ江申遣之
- 一 同廿九日、日光御社参ニ付、御馬御上被成度由、久世天和守様へ被仰入、御使九左衛門(毛馬内)
- 一 三月八日、佐藤外記殿御肝煎ニて被召抱候神尾二郎右衛門、貳百五十石分御扶持米上下六人扶持渡可申由、九左衛門・勘左衛門両判ニて、高杉市左衛門・新渡戸左五右衛門へ遣
- 一 同五日、御証人御番代八戸三五郎今日着、北九兵へ代
- 一 同十四日、八戸三五郎参勤ニ付、御証人奉行御四人様へ桂七郎兵へ同道参
- 一 同廿三日、八戸三五郎御証人御番代御礼登城、桂七郎兵へ同道

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

- 一 同日、北九兵へ御暇被下、呉服二、御羽織一拝領之
- 一 同廿六日、北九兵へ御国へ罷下候事
- 一 同廿七日、京都へ御使者赤尾又兵へ、羅紗御羽織一、御紋革御羽織一被下、又兵へ召寄遣之
- 一 又兵へ事、相煩候か何ぞ指合にて、御使者相勤候義不成候ハ、と被 仰、北川三右衛門同道にて可罷上由、今日被 仰出申渡之、右二付、羅紗御羽織一つ、三右衛門二被下之相渡
- 一 同晦日、(赤尾)又兵衛・(北川)三右衛門江戸出足
- 一 四月十二日、明日日光江就御社参、今日諸御大名 御目見有之、殿様二ハ御持病被指発候付御断、御使者桂七郎兵へ
- 一 同十三日、(德川家綱)公方様今日日光江御出駕二付、稻葉美濃様へ御断之御使者桂七郎兵へ
- 一 同廿日、(德川家光)大猷院様十三年忌御法事、於日光御執行、御香奠銀子十枚、御名代御使者毛馬内九左衛門を以上野江御上、桂七郎兵へ附参
- 一 同廿四日、午刻、公方様日光より還御、為御伺御機嫌桂七郎兵へ御城へ御上
- 一 同廿七日、公方様日光より還御被遊候為御祝義、三斗入御樽二荷、塩白鳥一羽箱、塩鯛五枚箱、昆布三把箱御上被成、御使桂七郎兵へ
- 一 五月七日、去月廿七日 御即位相濟候御祝義、御城へ干鱈十枚一箱、三斗入御樽一荷御上被成、御使桂七郎兵へ
- 一 同廿日、京都より赤尾又兵へ・北川三右衛門今日下着
- 一 同廿六日、阿部豊後守様より御家来者人今朝可指越由、昨日御切紙にて申来候付、毛馬内九左衛門并桂七郎兵へ被遣候処、武家諸法度一通、殉死御停止之義被 仰出候御書付一通御渡被成
- 一 六月十九日、山田半兵へ御留守居役被 仰付、桂七郎兵へ相手
- 一 同日、牧田四郎右衛門訴訟之通、御留守居役御免、(毛馬内)九左衛門・(八戸)勘左衛門申渡之
- 一 同廿日、御右筆二相任候与語武兵衛、知行式百石之御約束にて、今日より御屋敷江相詰候事
- 一 同廿五日、栗山大吉弟吉次郎、去ル十七日已下刻頓死仕候、御預之者二候之間、塩詰二仕置候由、以飛脚弥六郎より申来候付、今朝稻葉美濃様へ被 仰上候処、今日殿中にて御相談被成、晚程可申入候間、(七郎兵)七郎兵へ二参候様被 仰渡候付、同晩参候処、御奉書御渡、則七郎兵へ二御請被遣之
- 御預之栗山大吉弟栗山吉次郎、当月十七日頓死付而、死骸塩ニ漬指置候由、從御在所申来候趣、各相談申候処、此者之儀は御檢使二不及候間、死骸被地二而取捨候様、我等方より可申達旨被申候間、如此候、恐々謹言

稲葉美濃守

正則判

六月廿五日

南部山城守殿(重直)

一 七月二日、御右筆花房權左衛門、御納戸稲田市之丞、御暇被遣之

寛文十二壬子歳

一 七月九日、巳下刻、(南部重信)殿様御上着

一 同廿八日、若殿様今朝御登城、御暇出、如例御帷子十之内御単物五御拝領、御老中様方へ為御礼御廻、(南部重信)大殿様よりも為御礼、御老中様方へ柴田

長左衛門被遣

一 八月二日、八王子御鷹宿喜右衛門ニ御帷子二被下之

一 同五日、那須ニ被指置候御鷹師工藤久之丞・鈴木九十郎、今日罷帰

一 同九日、八王子へ御鷹仕(前)ニ工藤久之丞・戸来勘之丞被遣之

一 同十三日、初菱喰一ツ昨日上り候処、つな鳥ニ御座候付、いかゞ可有御座と、御月番老美濃守様(稲葉正則)へ被得御内意候処、一段と能御座候由被仰聞候付、今日山田半兵へ持参、指上之

一 同十四日、塙宗悦弟子一原宗仲、去ル十二日被召抱、今日御目見

一 同十五日、八王子ニ居候御鷹師戸来勘之丞代ニ、米内文四郎今日被遣

一 同廿一日、辰上刻、若殿様江戸御発駕

一 九月十三日、若殿様御在着之為御礼、御使者足沢彦惣被仰付之、柴田長左衛門同道、稲葉美濃様へ相伺、御城へ罷上、串貝三百入一箱献上之

一 十月二日、一原宗仲今日御在所へ発足、身帯ハ御家御医者並四百石可被下由、御約束也

一 同廿五日、午上刻、御鷹之雁ニ、上使稲葉清左衛門殿を以御拝領

一 同廿六日、丹後守様御扶助米、御留守居請取、七百九十疋兩壹歩銀四匁ニ払候内、式百五十兩ハ、爰元ニて谷田太郎左衛門・森平右衛門(江相渡)、残

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

而五百四十疋兩銀四匁八、御国にて相渡候様ニと被 仰遣、為替ニ被成事

一十二月廿八日、銀子五十枚、千之助様(南部重信九男)より野本光賀(江)為御薬代被遣事

寛文十三癸丑歳

一正月五日、今朝七時分、千之助様御死去(南部重信九男)

一同十九日、玉見喜悦、丸屋町宿にて気違者ニ逢、手三ヶ所負、先ハ即時仕留、右氣違者、大家之家主善大夫子善兵衛也、但、近所之さやし小兵衛を善兵へ所へ呼寄、酒のミ候上にて、右之小兵衛をつきころし、夫より喜悦所へ參、二尺計之脇指持懸候付、くミ留、小脇指にてつき仕留候由、公義御町奉行衆へ午刻、山田半兵へを以御せんき被成様ニと被 仰遣、則式人之死人、公義より被 仰付候(而)為御仕廻被成事

一同廿一日、米五俵、塩引五尺、玉見喜悦手負候付、養生為仕候様ニと被下之

一三月十一日、松井権右衛門、今度被 召抱候付、中小性並ニ式人扶持被下之

一五月廿一日、御国北上川御城下川留土手御築立被成義、御本丸三重之御矢倉先年焼失仕候付御立被成義、絵図にて被仰上候処、望之通、速々普請可仕由被 仰出、今日御奉書出ル

一同廿四日、玉見喜悦、只今迄御給金五両三人扶持被下候処、今度御給金判金壹枚五人扶持ニ被成被下事

一同廿五日、鍛冶兼安、御扶持ニ罷成候付、今日 御目見

延宝四丙辰歳

一四月十一日、大殿様(南部重信)・鶴千代様(南部勝信)、今日午刻御着府

一同十七日、京都岡崎之屋敷、渡部四郎左衛門より請取候由、松尾又左衛門・木村与左衛門より申越、四郎左衛門ニ被下候御知行証文も取返下ス

一五月十二日、若殿様(南部重信)にて被召抱候儒者味木道軒、鳥目百疋上之、御目見

一六月廿八日、若殿様江戸御発駕、但、五月九日御暇御拝領也

一七月八日、於御在所去月廿九日、淡路丸御矢倉へ雷落破損之義、大久保(敦直)右京亮様へ御内意被 仰遣、御老中へ可被 仰上由、御使相坂五郎左衛門

一同十日、淡路丸御二階矢蔵へ雷落候儀、絵図ニ被成、御月番土屋(敦直)但馬様(江)被 仰上候処、過分之事ニも無之候間、御奉書迄も無之候、御道具等被指

置候為候間、早々修復被 仰付候様ニと御返事有、御使相坂五郎左衛門

一同十一日、巳半刻、 上使日下部権大夫様を以、御鷹之雲雀御拝領

一同日、小笠原丹齋様へ女鹿孫惣召連參候様ニと、去三日ニ被 仰出、今日御目見罷上、箱肴持參之、相坂五郎左衛門同道

一同十二日、 若殿様被 召抱候刀鍛冶新藤二郎兵衛国吉、当月六日より五人扶持方証文出入、此一ヶ条ハ延宝五年也

一同七月廿七日、於御下屋敷、 若殿様之奥様末上刻御平産、御男子様御誕生、御へらの役漆戸甚左衛門、例ニ替臺目ハ無之

一同八月三日、今度御誕生之 若子様〔南部実信〕、御名隼人様と 大殿様より被 進之

一同六日、昨晚四時、 御台様御逝去、依之 殿様御登 城、御帰〔長之〕ニ久世様へ御出

一同九月廿三日、報恩寺・法光寺本末之出入、報恩寺義、法光寺末寺ニ無之、越後之香積寺直末寺ニ成、公事首尾好相濟、右之趣、一昨廿一日、江戸三ヶ寺之御前ニて被 仰渡候事

一同十月十日、於御下屋敷、孫三郎様〔南部實信六男〕亥下刻御死去、御寺御下屋敷近所雲外上人江御死骸被為送、北代助兵衛御香奠銀五枚被遣之

一同十一月十九日、今朝 隼人様御箸初被遊、御箸ノ親南彦八郎被 仰付、御祝儀指上之

一同十一月廿一日、 殿様へ小笠原山城守様・太田摂津守様より御使、御用御座候間、明日卯下刻御評定所へ家来亍人遣候様ニと被 仰越

一同廿二日、未明ニ山田半兵衛御評定所へ參候処、土屋〔教直〕但馬守様・小笠原山城守様・太田摂津守様、其外御横目、御勘定頭御列座ニて被 仰渡候ハ、山

見長九郎義、人を誤り申者候間、御大法之御仕置ニ被 仰付候間、左様御心得被成候様ニと被 仰付、籠之前ニて御成敗之由、依之死骸被下候付、古人共參取置候様ニと、御金貳両被下之

一同十一月廿七日、御鷹之鷹ニ御拝領、上使西尾七兵衛様

一同十二月七日、御中屋敷伊藤出雲守様へ御壳ウツリ被成候付、相坂五郎左衛門江、御上屋敷へ移、長尾儀左衛門長屋ニ居候様ニ、義左衛門義ハ、御下屋敷江引越候様ニと被 仰渡之

一同十一月一日、去ル九日、大久保右京様より山田半兵へ所へ御手紙參、来年三月廿日過ニ、鹿角山論為見分御檢使御下可被成由、小笠原山城守様被仰候由、被 仰越候付、今日御在所へ御飛脚ニて為御知被成

一同十六日、御中屋敷之代金、伊藤出雲守様両替屋京橋さかいや八兵衛所ニて相渡候付、衣笠助之進・大関清左衛門・宮守八郎右衛門、此方より參、金貳千五百兩請取

延宝五丁巳歲

一 二月九日、鹿角と比内論所境目為御檢使、御使番設楽市左衛門殿、新御番組頭中山茂兵衛殿、御代官設楽源右衛門殿被 仰付候由、大久保右京様より為御知有之

一 同十一日、鹿角江之御檢使被 仰付候付、御三人之衆へ為御使者漆戸甚左衛門・山田半兵へ被遣之

一 三月十二日、戌刻、〔南部行徳〕若殿様御着府

一 同廿九日、設楽市左衛門殿より漆戸甚左衛門所へ、御手紙并御伝馬御人足御自分御人数書付一通被遣候、右書付ハ、御三人之書付也、依之御国へ飛脚被遣之、市左衛門殿御伝馬五疋、駄實馬三疋、御朱印人足八人、御自分人数三拾三人、〔設楽〕源右衛門殿御伝馬五疋、駄實馬一疋、人足拾弐人、内御朱印人足八人、質人足四人、御自分人数手代・侍・中間共廿二人、〔中山〕茂兵へ殿御伝馬五疋、駄實馬二疋、御朱印人足八人、質人足弐人、御自分人数廿九人之由、市左衛門殿家老丹沢惣兵衛、中山茂兵へ殿用人細井源助

一 四月朔日、辰ノ半刻、論山江之御檢使衆御三人共ニ御当地御発足、依之御在所江飛脚遣之

一 同十九日、〔南部重徳〕大殿様御登 城、御在所江之御暇被 仰出之

(二脱)

一 五月十一日、〔南部重徳〕隼人様、百姓町稻荷江始而御宮参被遊、御初尾銀十枚、観明院江千疋被下之、御供漆戸甚左衛門、御帰ニ 大殿様江被為入、銀馬代被 進、大殿様よりハ黄金馬代被 進之

一 五月十五日、御檢使衆一昨十三日ニ御帰府ニ付、昨日御登 城、御帰之旨被 仰上、依之為御使者市左衛門殿・〔設楽〕源右衛門殿へハ甚左衛門、〔中山〕茂兵へ殿へハ半兵へ被遣之

一 六月十三日、御檢使御三人江論山相濟候付、御太儀被成候段被 仰、黄金杵枚、塩白鳥一羽充被遣候処、何も御受納無之

延宝六戊午歲

一 四月九日、午刻、〔南部重徳〕大殿様御着府

一 五月朔日、下村奚疑、妻子引取ニ丹州江御暇申上之、則被下之

一 同十日、〔南部行徳〕若殿様御暇御拝領

(二脱)

同十七日、(南部実信) 準人様御髪置之御祝義、大殿様御出、御調被成候事

一六月廿八日、下条図書、於甲州母煩候付、参度旨申上之、御暇被下之

一同日、女院様、去ル十五日薨御ニ付、於京都御法事有之付、大久保加賀守様(忠朝)へ相坂五郎左衛門被遣、御伺被成候へハ、物頭くらの以使者、御香

奠銀子五枚被指上候様ニと被 仰渡候付、御使者喜多代助兵衛被 仰付之

一七月二日、京都(江)之御使者喜多代助兵衛被遣、戸田越前守様(忠昌)・稻葉美濃守様(正則)へ御書添

一同廿三日、上使溝口孫左衛門殿を以、御鷹之雲雀数廿 御拝領

一同廿九日、喜多代助兵へ京都より下着

一八月八日、信濃守様之御息女(南信行信)お幾様、青山石之助様へ御縁組御願之通、今日被 仰渡候付、殿様御登(南信重信)城、御退出、御老中様方(江)御廻

一十一月十日、若殿様江戸御発駕

一十二月十日、上使設楽市左衛門殿を以、御鷹之雁二御拝領之

一同十九日、おしく様御縁組被 仰出之

延宝九辛 西歲

一六月十三日、午刻、大殿様御在所へ御発駕、先月十九日御暇御拝領

貞享二乙 丑歲

一正月廿五日、今度被 召出候桐生源左衛門ニ、五人御扶持方被下之、正月朔日より相渡可申由、証文御台所役人(江)出之

一三月朔日、新院様、先月廿二日未刻 崩御ニ付、京都(江)之御使者嘉村弥次兵衛被 仰付、明日発足之筈

一同十二日、未下刻、若殿様御着府

一四月十一日、南部遠江守様よりおしく様へ、御結納之御祝義被 進之

一同廿一日、毛利駿河守様よりおまく様へ、御結納之御祝義被 進之

「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩

一 七月廿三日、志村善大夫被 召出、五人扶持去廿一日より渡可申手形、御台所(北)へ判形遣之

一 八月八日、保生将監気色大切二付、(南部)行信様申下刻御見舞被遊

一 同十二日、保生将監気色大切二付、行信様御見舞被遊

一 同十三日、行信様今朝保生宅(江)御出被遊、是ハ将監死去付(而)也

一 同廿二日、(南部重信御室)小督殿 昨夜七時御平産、(南部重信九女)御女子様御出生

貞享三(丙) 寅歳

一 正月廿九日、(南部行信六女)おもよ様驚風御煩、昨夜丑刻御遠行、寅下刻仙岳寺へ被為入、御供勝木藤兵衛付被遣之、御布施銀子五枚

一 四月朔日、(南部重信)午上刻、大殿様御参府

一 八月朔日、(南部行信)若殿様、八朔御名代御使者去々年相止候処、今度関新平を以大久保加賀守様へ御伺候へハ、指上候様被 仰候付、大須賀九郎右衛門御使者被 仰付、御太刀黄金馬代被 献之

一 十一月十九日、上使齋藤左源太様を以、御鷹之雁二(真)御拝領之

貞享四(丁) 卯歳

一 正月十五日、安村監物病気能候付、於御居間 御目見、名字安達と改申度と願候付、望之通被 仰付之

一 三月十二日、(南部行信)若殿様去二日盛岡御発駕、未刻御着府

一 同廿日、今度 御即位二付、京都へ御使者江刺市左衛門、添御使者本馬久右衛門被 仰付之

一 四月九日、京都(江)之御使者江刺市左衛門、今日被遣

一 同廿二日、(南部行信二女)お幾様御事、(幸替)青山播磨守様へ御婚礼

一 同廿三日、(南部重信)大殿様御登 城、御在所(江)之御いとま御拝領

一 五月十二日、柴田長左衛門、御留守居相坂五郎左衛門・関新平相役被 仰付之

一 同十六日、阿部豊後守様へ御使関新兵衛被遣御口上書、(南部重信)大膳大夫申入候、此中は豊後守様へ御見廻不申上候、少々持病気御座候へ共、(患)怪義御座候

付、当月中可罷立と存候、依之毛利駿河守^(高久)へ遣候孫、為暇乞昨日參候処ニ、最早駿河守方^江婦候義罷成間敷と申候付、我等信濃守色々異見仕候へ共、とかく罷帰候義罷成候由申候付、左候ハ、一兩日も留置異見も可仕と存、駿河守家来共迄、久々にて參候付、先一兩^(白脱)ハ此方ニ留置可申由申遣候処、**早々今晚返候様ニと駿河守迎指越申候付、又孫ニ再三異見仕候へ共、とかく罷帰候義罷成候、達**而申候ハ、覚悟可仕と申候付、可仕様も無御座、毛利兵橋殿・神谷源兵^(保教)へ殿、最前祝言之時分御取持被下候故、昨晚以使者兵橋殿へ申達候、駿河守へ被 仰通、追而返事可被 仰聞由被申越候、我等致伺公申上候も急度かましく候間、各迄此段申入候事之由、御家老中^江之御断

一同十八日、京都へ被遣候江刺市左衛門、今日下着

一同十九日、^(南部行信)おまく様、去ル十五日、^(南部重信)殿様 御下之御暇乞と被 仰、早朝ニ御下屋敷へ御出被成候処ニ、毛利駿河守様御事、世間にてきついと申、其上御病氣にて極月一度、正月一度、四月朔日一度御登城被成候迄にて、上野増上寺へも御參詣無之、脇之御勤も一切不被成、昼夜奥ニ計被成御座候

而、夜ハ八つ七つ迄被成御座、朝御料理昼九つ八つ七つニ參御行義にて、おまく様へ之御挨拶能と存候へハ、座之内にて即時替不似合御様子、又ハあやうき事なと有之付、おまく様、御若輩ながら御病氣御本復可有之かと日を御送被成候へ共、弥増悪事重り申、色々御苦勞被成候付、段々被仰、ふつとあなた^江御入被成義成間敷と被 仰切候付、^(南部重信)兩殿様ニも兼々御聞被成御苦勞思召候処、おまく様重々被 仰候付、此上ハ先^江御断可被成と、御

婚禮之時分御取持被成候毛利兵橋殿^江、桜庭十郎右衛門・檜山七左衛門御使ニ被遣、御口上駿河守殿へ遣申候、信濃守娘、今朝拙者罷下候為暇乞參候処、不縁故か、先様之御氣ニ入可申様不存候間、最早參間敷と申候、色々為申聞候へ共、ふつと申切候間、此上ハ可仕様無御座候、先様^江其分ケ被 仰、埒明候様ニ頼入候由被 仰遣、兵橋殿被仰候ハ、とかく可申様無御座候、神谷源兵へ殿へ御相談被成、此分にて指置候へハ、駿河守立不申候間、前々世間ニ有之義候間、乗物駿河守殿門外迄御越被成、夫より御帰被成候而事濟候様ニ仕度候、ケ様ニ無御座候へハ、拙者共取持片落にて御座候間、是非此通ニ被成被下候様ニと被 仰候付、其通被思召候へ共、御兩人左様被成義如何思召候付、毛利甲斐守様・本多下野守様・同彈正様・^(池田綱清)松平伯耆守様・^(幸督)青山播磨守様・^(鎮信)松浦肥前守様・^(正倫)稲葉出羽守様へ 兩殿様より御相談被成候へハ、左様之義、世間ニ御座候間、其通ニ被成候而も批判有御座間敷候、右之通被成候様ニと御座候付、今晚五時、御乗物ニ源兵へ殿御附御越、あなたより兵橋殿御言人、源兵へ殿^江御出合、御乗物御門地ふくよりかき戻し事濟、残居候女中并御道具、不残夜中一立ニ御引取被成

一六月廿一日、未中刻、 大殿様江戸御発駕

註

- (1) 盛岡藩に関する史料については、細井計編『南部と奥州道中』（吉川弘文館、二〇〇二年、二一七～二二二頁）もあわせて参照してほしい。
- (2) 「増補行程記」については、細井計「増補行程記」と清水秋全（『岩手史学研究』第八二号、一九九九年）を参照してほしい。
- (3) 盛岡藩に関する史料の解題については、近年の成果として、工藤利悦「盛岡藩主並びに同藩士に関する履歴、家系を知る当面の参考資料」（『岩手史学研究』第八二号、一九九九年）や、斉藤利男「盛岡南部氏関係近世前期歴史編纂物・書上類、史料解題」（『市史研究あおり』第四号、二〇〇一年）などがある。また、註（4）も参照してほしい。
- (4) 兼平「岩手県立図書館所蔵『古記録雑抄』・「秘記』について」（『岩手史学研究』第八五号、二〇〇二年）。なお、雑書の欠落を補完できると期待される史料には、「古記録雑抄」（県立図書館所蔵）、「奥瀬家日記抜書」・「書留」・「歴代御記録」（以上、中央公民館所蔵）などもある。これらの史料については、兼平「岩手県立図書館所蔵『古記録雑抄』・「秘記』について」（『岩手史学研究』第八四号、二〇〇一年）と、細井・兼平「奥瀬家日記抜書」について」（『岩手史学研究』第八四号、二〇〇一年）を参照してほしい。
- (5) 「御在府日記」については、兼平「大名の離婚について」（『歴史』第九九輯、二〇〇二年）の註（13）を参照してほしい。
- (6) 南部重直の藩政については、加藤章「解題 近世における系図と南部藩諸家臣団の成立」（『南部藩参考諸家系図』第一巻、国書刊行会、一九八四年、同「解題 南部重直の家臣団政策」（『南部藩参考諸家系図』第三巻、国書刊行会、一九八五年）、『久慈市史』第二巻通史・近世（細井計監修、久慈市史刊行会、一九九三年、一〇五～一二二頁）、細井計編『図説岩手県の歴史』（河出書房新社、一九九五年、一五六～一五七頁）、細井計他『岩手県の歴史』（山川出版社、一九九九年、一八七～一九一頁、特に二〇〇二年の一版二刷）などを参照してほしい。
- (7) 家臣の新規召抱えに際して、その紹介・斡旋を行う「肝煎」の存在については、根岸茂夫氏が「徳川新規取立大名の典型」とされる忍藩阿部家の事例から詳しく紹介されている（根岸「忍藩阿部氏家臣団の形成」（『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館、二〇〇〇年、三〇三～三〇八頁）。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』統群書類従完成会。
- (9) 公儀御馬買衆については、細井・兼平・杉山令奈「公儀御馬買衆と盛岡藩」（『岩手大学教育学部研究年報』第六一巻第二号、二〇〇二年）を参照してほしい。
- (10) 黒沢定幸の周施による召抱えではないが、「大嶋系図」と「内田系図」（以上、「諸家系図」所収）をみると、牢人となり盛岡に移り住んでいた大嶋惣右衛門は、「馬術ノ達人」で、慶安四年（一六五一）に「馬術ヲ以テ召抱」えられており、その家督を継いだ惣左衛門は「父ニ繼テ馬術ヲ師範ス」とみえ、二男次郎兵衛は「御馬責」に召出されたという。近江国の出身であった内田清兵衛も「馬術ノ達人」で、承応三年（一六五四）に「御馬責ニ召抱」えられており、清兵衛の子も「御馬方」や「御馬責」に任命されたという。
- (11) 諸藩の家臣団の固定化・世襲化が進むにつれて牢人の召抱えは減少していったが、ことに一七世紀後半以降の段階になると、いずれの藩も雇用には慎重な姿勢をとるようになり、岡山藩も例外ではなかったという（大森映子「杉山善左衛門略歴―岡山藩における新規雇居家臣の性格」『湘南国際女子短期大学紀要』第二号、一九九四年、二二二頁）。
- (12) 「祐清私記」（『南部叢書』第三巻、歴史図書社、一九七〇年、二一六頁）。
- (13) 菊池悟朗『南部史要』第五版、熊谷印刷出版部、一九九八年、八八頁。
- (14) 重直が行った狩猟については、榎森進「近世前期における北奥の狩猟」（東北学院大学史学科編『歴史のなかの東北―日本の東北・アジアの東北』河出書房

新社、一九九八年)に詳しい。

- (15) 盛岡藩の分割については、兼平「南部重直の嗣子選定について」(『岩手史学研究』第八三号、二〇〇〇年)、前掲共著「公儀御馬買衆と盛岡藩」、前掲細井計他『岩手県の歴史』などを参照してほしい。

- (16) 『盛岡市史』第三分冊一・近世期上、森嘉兵衛執筆、一九五六年、八〇〜九二頁。

- (17) 森嘉兵衛『岩手県の歴史』山川出版社、一九七二年、一一九頁。

- (18) 盛岡藩と船越永景・荒木元政とのこうした関係は、寛文七年(一六六七)の江戸藩邸執務日誌と推測される「寛文七年雜書」(『御在府留』のうちの一冊、中央公民館所蔵)の記事からも確認される。例えば、同年六月に盛岡藩江戸屋敷の辻番の同心が町人を切り殺す事件が発生したとき、その第一報を重信にもたらしたのは船越永景であり、永景と永景の「指図」により大目付北条正房にも事件の内容を説明している(六月一六日条)。同心の処罰に関しては、永景と正房が幕府老中稲葉正則に問い合わせを行っており、後々問題とならないように取り計らっている(六月二八日条)。また、六月二九日条には、

一御在着之御使者、盛岡御城修復之御奉書御請ニ、使者兩人ニ被成、御上ケ可被成候や、又在着之使者ニ修復之御請を壱所ニ御上ケ可被成やと、舟越伊与守殿・北條安房守殿へ山田半兵衛被遣、様子御尋候処、安房守殿御さし図ニ、使者ハ兩人能可遣候、今晚早々御老中へ使者召連参候へと被仰候(以下略)ともあるから、この時期には永景と元政だけでなく、正房(父繁広の従兄弟北条氏盛の妻が船越永景の姉)も盛岡藩の求めに応じて「さし図」を行っていたようである。荒木元政については、「紀伊宰相様御入国御祝儀御使者、所々より被遣」旨を書状にしたためて盛岡藩に伝えているが、これは諸大名に遅れずに盛岡藩も「御入国御祝儀御使者」を派遣するよう情報をもたらしたものである(八月三日条)。

- (19) 千葉一大氏は、延宝期に旗本の大久保右京亮教勝が、「公儀に盛岡藩の意向を取り次いだり、盛岡藩側に指図を与えたりして」たとし、「この時期の盛岡南部家の「御後見」として唯一特定できる人物」とされる。そして、教勝が盛岡藩と懇意だったのは、教勝の父教隆が元和三年(一六一七)から寛永五年(一六二八)まで盛岡藩に預けられていたことによるものではないかと推測される(千葉「取次」・「後見」・「御頼」・「懇意」―盛岡南部家の事例から―)『弘前大学国史研究』第一〇八号、二〇〇〇年、二〜三頁。筆者も同感である。

- (20) 米沢藩の削封については、『米沢市史』第二卷・近世編一(一九九一年)に詳しい。

- (21) 福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」(『史料館研究紀要』第二九号、一九九八年、三〇頁)。

- (22) 「土津靈神言行録」上(『続々群書類従』第三、続群書類従完成会、一九七〇年、二六二頁)。

- (23) 高久と幕子の離婚の詳細は、前掲兼平「大名の離婚について」を参照してほしい。

- (24) 金井圓校注『土芥寇讎記』人物往来社、一九六七年、五三三〜五三五頁。